

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現にむけた施策に取り組んでいます。

特に、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するため、2015年(平成27年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を施行し、地方公共団体や女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取組を進めています。

本市では、2021年(令和3年)に「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定し、市民や関係課との連携・協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています

しかし、人権に関する市民意識調査の「女性の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「男性優位の意識が強い」、「職場における待遇の違い」、「男女の固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭等)の押しつけ」が高い結果になったことからわかるように、いまだに性別で役割を固定的にとらえる意識や働く場での差別が依然として根強く残っており、学校、地域、家庭、職場などの様々な場で男女の平等意識を浸透させることが課題です。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)による家庭内暴力は、親だけでなくその中で育った子どもへも身体的・精神的に影響を及ぼし、自尊感情が低下するなどのPTSD(心理的外傷ストレス障害)の疾病を抱えることが多く、医学的・心理的な援助が必要とされます。

このようにDVは配偶者のみならずその子どもにも悪影響を及ぼすことにも配慮した対応が求められます。

(2) 施策の方向性

ア 性別で役割を固定的にとらえる意識の解消と、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)を推進していくことで、男性と女性が互いにその人権を尊重しな

※ ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

がら責任を分かち合い、あらゆる分野で男女がともに個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに、より一層積極的に取り組みます。

イ DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するため、DV被害者支援及びDV未然防止の意識啓発に取り組むとともに、関係機関や民間支援団体と連携して早期発見に努めます。

ウ 男女平等社会を形成するために、本市の全庁的な推進体制を充実し、市民をはじめ企業や関係機関、関係団体、NPOが連携・協働する体制づくりの一層の強化に努めます。

(3) 施策の推進

ア 男女共同参画を進めるための意識づくりとして、固定的な性別役割分担意識を解消していくための情報提供や啓発活動に努めます。また、学校、生涯学習の場における男女平等推進教育の充実を図ります。

イ DVやセクシャル・ハラスメント、性暴力など男女間におけるあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発を推進します。DVの予防啓発や相談・カウンセリング体制の充実、民間シェルターの支援等を行います。また、「阿賀野市要保護児童対策地域協議会〈※〉」等の関係機関との連携を充実します。さらに、当事者自身が自立を目指すことを支援します。

ウ 男女がともに働きやすい職場環境が確保され、子育て、家庭生活、地域活動を担うことができるように、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や子育ての支援策を企業などと連携して推進します。

エ 女性のチャレンジを支援するため、女性リーダーの育成、再就職・起業支援を充実します。

オ 政策方針決定過程への女性参画拡大のため、阿賀野市の審議会・委員会などへの女性の登用を進めるとともに、女性職員の育成、管理職への登用を推進します。

※ 阿賀野市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づいて要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関で構成する協議会です。児童虐待の防止、子育て支援の体制整備などの協議を行います。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

国は、日本国憲法の下、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」、1951年(昭和26年)に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、「児童の権利に関する条約<※>」についても、1994年(平成6年)に批准しました。

核家族化の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況にあるとともに、地域社会の結びつきが希薄になってきています。このような中で、子育てが孤立し、身近に相談できる相手をもてずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護(過干渉)、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。

人権に対する市民意識調査の「子ども・若者の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「保護者・同居者による虐待」や「いじめ」に関する回答の割合が高い結果となりました。身体的・精神的暴力や虐待のほか、学校でのいじめ、教職員等の児童・生徒への体罰、少年非行の凶悪化、薬物乱用の低年齢化、SNSによる対人トラブル、成人による子どもへの性犯罪など、子どもを取り巻く状況の深刻さが増していることがわかります。子育て家庭を地域社会全体で支える環境づくりが一層求められるとともに、学校や教育委員会、関係機関によるいじめ、暴力、虐待防止の取組が必要です。

こうした状況の根底には、大人も子どもも、「児童の権利に関する条約」に代表されるような子どもの人権への理解が十分になされていないからと考えます。学校教育においては、差別、いじめや不登校、暴力や虐待などに対応するとともに、人権教育、平和教育を計画的、継続的に学習する必要があります。

全ての子どもが自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立して社会的に自立した個人すなわち主権者として健やかに成長するように、社会全体が長期的視点に立ち各発達段階での対応が重要になります。2016年(平成28年)4月には子ども・若者育成支援推進法が施行され、社会全体で子どもの育成を支援する取組について、国と地方公共団体に責務を課しています。特に引きこもりや若年無業者など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各分野の機関が連携して総合的な支援を行うことが重要になっています。

このため、本市では、「子育て世代包括支援センター」を設置し、児童虐待防止対策や要保護児童対策だけでなく、引きこもりやその家族に対する総合的な相談など様

※ 児童の権利に関する条約

1989年(平成元年)の第44回国連総会において採択された子どもの基本的人権を国際的に保証する条約です。2016年(平成28年)5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法の第一条に児童の権利に関する条約の精神にのっとることが明示され、条約の基本理念が盛り込まれました。

々な支援を実施しています。

(2) 施策の方向性

ア 子ども一人一人の人権が尊重され、全ての子どもが健康で個性豊かに成長できるよう、学校や子育て支援関係団体などと連携・協働し、安心して相談ができる体制を充実させるとともに、家庭が必要とする情報を適切に提供するなど環境を整備し、地域全体で支える市民協働型の事業を展開します。

イ 様々な機関等と連携して、児童虐待といじめを早期に発見して対処します。

ウ 学校教育においては、人権問題について広く学べるよう人権・同和教育を推進します。

(3) 施策の推進

ア 児童虐待の防止などを目的に、地域と協働した子ども家庭支援事業を実施し、地域で安心して子育ての不安や悩みを相談できる環境づくりを推進します。

イ 阿賀野市要保護児童対策地域協議会として、民生委員、児童委員、医師会、警察、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、教育委員会、消防本部等の関係機関が連携しながら、要保護児童等に対し、適切な対策を実施します。

ウ 教育委員会は、学校・家庭・地域と連携し、子どものいじめの防止を図るとともに、いじめの早期発見と迅速な対応によって、重大な人権侵害であるいじめの解消に努めます。

エ 生涯学習事業などを通じ、青少年が身近な地域の中で健やかに育ち、幅広い世代の人達とともに地域の自然、文化、歴史とふれあい、また、地域に根付いた伝統芸能を学ぶなど、様々な体験を通して「生きる力」を養います。

オ 学童期からの思春期の子どもたちが、命を大切にする気持ちを育み、自分も相手も大切にする自己肯定感を高めるための学習の機会を作り、心と身体に係る相談・支援体制の充実などを進めます。また、「SOSの出し方に関する教育」を実施し、大切な命を守ります。

カ 子育てを支援する施設などのスタッフへの子どもの人権を学ぶ場が必要であり、人権教育を通してスタッフの育成と資質向上に努めます。

キ 次代の親になる若者たちが、交流事業に参加できる環境を整備し、乳幼児などと触れ合うことを通じて自己肯定感を育み、自分と相手の人権を尊重する気持ちを高めます。

ク 妊産婦の健康の保持、増進並びに乳幼児の健康を守ることは、子どもの人権が尊重された子育てにつながるため、母子保健に関する知識の普及や乳幼児健康診査をはじめ、健康相談や訪問事業を充実させることにより、妊娠期からの育児不安を解消し、安心して妊娠・出産・育児を行えるよう、継続した支援体制の充実

を図ります。

- ケ 関係機関と連携しながら、ひきこもり等の困難を抱える子どもや若者、その家庭の支援に努めます。
- コ 保育園、認定こども園では、乳幼児期の成長発達を保障した環境を整え、人との関わりの中で、人権を大切にすることを育てるとともに、自立心やお互いを大切にする豊かな心を育む教育・保育の充実に努めます。
- サ 学校教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に行い、自分自身が人権の主体者であり、権利を行使できることを発達段階に応じて学び、差別やいじめ、虐待、暴力(身体的・精神的・性的)の被害者・加害者とならない力をつけ、自他の人権を守ろうとする人権意識を養います。

3 高齢者の人権

(1)現状と課題

地域には、今後ますます一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えるとともに、高齢化の進展により認知症を患う人も増えており、消費者被害や高齢者虐待、判断能力の低下で生活の維持が困難になるなど、自己責任だけでは尊厳のある暮らしを続けられなくなる高齢者が増加しています。

国では、2006年(平成18年)に改正された介護保険法第1条の規定に尊厳の保持を掲げました。また、同年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されています。ここでも、高齢者の生命を守るというだけでなく、個人としての尊厳や幸福追求権の保障も視野に入れた人権救済や保護を目指しています。

そのような状況の下、本市では、町村合併以前の2000年(平成12年)から介護保険事業計画を継続的に策定し、高齢者の尊厳を踏まえ、高齢者の福祉や支援を推進してきました。また、2008年(平成20年)に「阿賀野市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、家庭内・介護施設における高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応の指針として活用しています。

人権に関する市民意識調査において「高齢者の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「免許返納後の公共交通機関の確保不十分」、「高齢者の暮らしやすいまちづくりが進んでいない」、「悪徳商法や特殊詐欺による被害が多い」、「地域で支えあう体制が整っていない」が上位の結果となりました。

同調査では「じゃまもの扱いされたり、意見や行動が尊重されない」、「家庭内での看護や介護において、劣悪な環境や処遇におかれる」などは下位でしたが、実際に虐待を受けている高齢者は、認知症や寝たきりであることも多く、その人達の声は今回の調

査結果に反映されていないのではないかと懸念もあり、高齢者虐待の対応や認知症になっても本人や家族が安心して生活を続けられるような対策が必要です。

(2) 施策の方向性

多くの高齢者は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。その一方、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者などが増えていることから、住み慣れた地域での生活を継続するためには、より多様な側面からの支援が必要となります。「阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、あるべき姿として「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」を掲げています。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の下、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。

(3) 施策の推進

- ア 生きがい活動の推進として、自治会や老人クラブなど高齢者が地域コミュニティの中で活躍できる仕組みづくりを支援します。
- イ 様々な学習の場や就業機会の増大を図るなど、高齢者の豊富な経験や知識と技術を生かしつつ、活力を社会に還元する仕組みづくりを推進します。
- ウ 高齢者をはじめ地域住民の保健・医療・福祉の向上を包括的に支援するため、高齢者に関する公的相談窓口である地域包括支援センターを運営し、各種相談等に関係機関・団体と連携して対応します。
- エ 認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対して、福祉専門職が成年後見制度の積極的な活用を支援します。高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者に関する権利擁護に適切に対応するため、関係機関と連携・情報を共有し専門的な支援を行います。
- オ 認知症サポーター養成講座や市民講演会等を通して、認知症を正しく理解し偏見を持たず、認知症の人と共に暮らす共生の意識醸成に取り組みます。
- カ コミュニティ活動の中で住民参加の福祉活動が円滑に推進されるよう、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に対して支援します。また、福祉教育の充実やボランティア活動の推進・支援、イベントの開催などを通じて、福祉の意識啓発活動に努めます。
- キ 高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、公共的施設のバリアフリー化や利用しやすい公共交通機関の整備促進を図ります。
- ク 高齢者の支え合いの仕組みづくりとして、市内 4 地区に支え合い推進会議の設置や、高齢者の実態と困りごとを広く理解してもらうために市民フォーラムの開催

を進めていきます。また、高齢者にとって身近な自治会支え合いの組織づくりにも取り組みます。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

2011年(平成23年)に障害者基本法が改正され、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいのあるなしに分け隔てられることなく、一人一人が活躍できる社会(共生社会)を目指すことが掲げられました。その他、2011年(平成23年)には「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。また、障害者自立支援法や障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が改正施行され、支援やサービスにおける対象者の拡大など、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが制定されました。

2017年(平成29年)障害者総合支援法の一部改正、2019年(令和元年)障害者雇用促進法の改正、2021年(令和3年)障害者差別解消法の改正により、2024年(令和6年)4月1日から合理的配慮が義務化されます。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、本市では、「阿賀野市障がい者計画」等を策定し、「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会の実現」を目指し、障がいのある人が安心して暮らすことのできるまちづくりを関係機関と連携を図りながら計画的に推進してきました。障がい児者を対象に実施した調査結果では、障がいに関する市民の理解は少しずつ増加していますが、合理的配慮に関する認知度は低い結果となっています。また、差別や嫌な思いをしたことがあると回答した人は、学校や職場等で受けたと回答している人が多いことから、障がいのある人に対する正しい理解や合理的配慮の周知啓発、環境の整備を引き続き推進する必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、家庭や地域での活動が縮小した結果、家庭や地域での障がい者への知識の普及が停滞しました。

そのため、「障害者虐待防止法」での家庭内、施設及び就労先での虐待についても、早期発見、早期相談などの未然防止が迅速にはかれるよう、関係機関との連携体制や支援体制の整備を引き続き進めていきます。

(2) 施策の方向性

障がいの有無に関わらず、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

し支え合う共生社会を形成していくために、「阿賀野市障がい福祉計画」等に基づいて、啓発活動に取り組みます。具体的には、日常生活及び社会生活を営む上での障壁の除去を進め、障がいのある人が身近な地域において社会参加し、活躍していける場や機会の確保に努めていきます。

(3) 施策の推進

- ア 障がいのある人への差別や偏見をなくし、合理的配慮を推進するため、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。
- イ 「総合的な学習の時間」などにおいて、福祉教育施策と連携した学習と体験活動をさらに充実させ、福祉に関する理解を若い年代から市民に広げていきます。
- ウ 障がい特性に応じた適切な対応や合理的配慮に関し、市職員が正しい理解と認識を身につけるよう、職員への周知徹底を実施していきます。
- エ 障がいがある人が地域社会において、社会参加や自立することを実現するために、福祉施設から一般就労への移行を推進していきます。また、国・県などの関係機関と連携して、企業等、雇用側への啓発を推進します。
- オ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人や家族からの相談に対応し、個々の障がいの状況に応じた支援を提供していくため、地域の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- カ 家庭や地域において、虐待についての知識を広く普及し、虐待未然防止のため、早期相談・早期支援を進めます。

5 部落差別問題（同和問題）

(1) 現状と課題

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題です。1965年(昭和40年)の同和对策審議会の答申では、同和問題について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、その本質については「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。また、「寝た子を起こすな」(※)式の考えで、同和

※ 寝た子を起こすな

同和問題を知らない人又は理解していない人(寝た子)に人権学習をさせるな(起こすな)という意味で使われる表現を言います。同和問題は自然になくなるという誤った意見から使われる表現です。

問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」とも明記しています。

国はこの答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づき、県や関係機関と連携しながら生活環境の改善や啓発など様々な事業を実施してきました。

本市では、学校教育課、生涯学習課及び市民生活課の3課を中心に同和問題の解決に向けた人権教育、同和教育及び人権啓発に取り組んできました。

学校教育においては、「新潟県人権教育・啓発推進基本方針」2004年(平成16年度)に基づき、人権尊重の意識の醸成を図り、同和問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう発達段階に応じた教育を推進するとともに、教職員の研修を行い指導力の向上を図ってきました。

生涯学習においては、地域社会におけるともに支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、公民館などを中心に人権教育、同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。2017年(平成29年)には、「いのち・愛・人権」阿賀野展を開催し、市民の人権尊重意識を高める契機となりました。

市職員を対象とした啓発としては、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する研修を行ってきました。

しかし、人権に関する市民意識調査の「日本の社会に部落差別問題(同和問題)などといわれる差別があることを知っていますか」への回答では、「知っている」が約3割であり、国や県内の他市町村の調査と比較すると認知度が依然として低い結果となりました。地域社会での結婚問題についての設問においても、差別意識が根強く残っていることがわかりました。

近年では、インターネットを使って差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い同和問題に関する状況の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的として2016年(平成28年)に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

今後も、市民及び職員一人一人が同和問題の正しい理解と認識を深められるよう、同和教育基本方針の作成など、より一層効果的な人権・同和教育及び人権啓発の取り組みが必要です。

身元調査については、全国的には特定8業種(※)に認められた職務上請求制度を利用した、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れ

※ 特定8業種

「八士業」の資格をもった者で、弁護士、海事代理人、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士(順不同)のことをいいます。

のある身元調査事件は後を絶ちません。本市では、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。

人権に関する市民意識調査の「身元調査について、あなたはどのように考えますか」への回答では、「当然のことだと思う」や「良くないことだと思うがある程度仕方ないと思う」と考える人は 68.0%と憂慮すべき結果となっています。このようなことから、今後も、事業者・職場をはじめ、学校、地域等の各方面における教育や研修をとおり、身元調査が引き起こす差別の恐れに対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進める必要があります。

(2) 施策の方向性

- ア 人権が尊重される差別のない社会を目指して、同和問題を人権問題の中核と位置づけ、学校、地域、家庭、企業などあらゆる場における人権教育、同和教育を積極的に推進します。
- イ 同和問題に対する正しい理解と認識を深めていくために、教職員や市職員の研修を充実するとともに、人権に関わる関係機関や関係団体などとの連携の強化に努めます。
- ウ 身元調査が根絶される社会の実現を目指し、事業者・職場や各行政機関や民間団体・市民と連携し、人権教育や啓発活動を推進していきます。
- エ 同和問題に関する人権施策の推進の取組とも密接な連携を保ちながら、個人情報保護の観点からも不正請求・悪質利用等の防止への取組を推進します。

(3) 施策の推進

- ア 地域に根差した人権教育、同和教育を推進するために、各学校の実績をもち寄り、部落差別の解消に向けて地域の実態を踏まえた効果的な人権教育、同和教育を推進します。また、教職員を対象とした同和教育研修会などを継続して実施し、同和問題に対する理解と児童生徒への指導力向上に努めます。
- イ 生涯学習の観点から身近な公民館などを中心に、人権・同和問題の講習会や研修会を充実するとともに、県や人権に関わる関係機関が行う人権・同和問題研修会などへの市民参加を推進します。
- ウ 市民や企業などが差別の解消に向けた取組が主体的にできるよう、講演会の開催やポスターの掲示、パンフレットの配布などに努めます。また、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、その情報提供を行います。
- エ 市職員の研修では、継続して同和問題を取り上げ、人権に関わる関係機関が実施する研修会などにも積極的に職員を派遣し、市職員としての資質と指導力の向上を図ります。

オ 部落差別解消推進法に基づき、同和問題の解決に向けた取組を効果的に実施するため、人権に関わる関係機関や関係団体、NPOなどと協力して人権・同和教育及び人権啓発を行います。

カ 就職時における採用選考においては、身元調査を行ったり、本人の能力や適性とはかかわりのないことを質したりすること等がないよう事業者・職場に向けた公正な採用選考の実施を継続的に働きかけていきます。

キ 公正な採用選考の趣旨について、ハローワークや商工会等関係機関と連携しながら、周知に努めます。

ク 身元調査が人権侵害につながるおそれがあることを啓発し、戸籍の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知を図り登録者を増やします。

6 外国籍等住民の人権

(1)現状と課題

人・もの・情報の国境を越えたグローバルな移動が容易となり、本市においては、2023年(令和5年)10月末現在の外国籍等住民は437人で、人口に占める割合は1.09%となっています。その数は、他の自治体と比較して高い水準でないものの、増加傾向にあります。日常でも外国籍の人と接する機会も多くなっています。

外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由だけで差別や不利益を受けることがないようにしなければなりません。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。そのような情勢の中、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

(2)施策の方向性

ア 言葉の壁や文化、習慣の違いによる生活上の困難が大きい外国籍等住民の不安を解消するため、相談、支援体制の周知を図ります。

イ 互いの文化や生活習慣の違いから生じる差別や偏見を解消するため、正しい認識と理解を深める啓発活動を推進します。

(3)施策の推進

ア 外国籍等住民に対する偏見や差別などあらゆる人権問題の相談に対応するため、関係機関との連携により、的確な対応に努めます。

- イ 多言語情報をインターネットなど多様なメディアを用いて、よりの確に外国籍等住民のニーズにあった情報提供ができるよう、提供方法と内容の改善に努めます。
- ウ 幼・保、小・中学校などにおいて、ALT(外国語指導助手)配置事業を活用した交流事業を実施するなど、多くの市民が多様な文化を共有できる機会を提供し、国際理解の向上を図ります。

7 インターネット等による人権侵害

(1)現状と課題

近年のスマートフォンの急速な普及でインターネットへの接続がより手軽になり、生活の利便性が向上する一方、匿名性と情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載などの人権に関する様々な問題が生じています。いったんネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。

また、インターネットを通じて大量の個人情報が流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国は 2002 年(平成 14 年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、2005 年(平成 17 年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、2009 年(平成 21 年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」を施行するなど、様々な対策を講じています。

また、本市では、学校において児童生徒への情報モラルの学習を進めてきました。しかし、次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、手段も多様化しており、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶たない状況となっています。

人権に関する市民意識調査の「インターネットによる人権侵害がおきていると感じること」への回答では、「他人を誹謗中傷する内容が掲載される」が 78.6%、「他人のプライバシーに関することが本人に無断で掲載される」が 53.8%という結果となり、「インターネットによる人権侵害をなくすために必要と思われること」では、罰則の強化だけでなく、学校や職場における教育・啓発の徹底や利用者に対する教育と啓発の推進を求める回答が多くなっています。

(2)施策の方向性

プライバシー保護や人権の尊重に関する正しい理解を深めるよう、関係機関と連携

を図りながら、啓発活動と情報モラルとリスクの教育を推進します。

(3) 施策の推進

- ア インターネットを使った又は悪用した人権侵害の理解を深めるため、研修会や広報紙・ホームページでの広報などにより、市職員や市民に対する啓発活動に取り組めます。
- イ 学校教育では、情報モラルや情報リテラシー、インターネットによる人権侵害に関する授業を徹底します。
- ウ 不適切な情報発信者の規制・罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、国の法整備の状況を検証しながら、取締りの強化や罰則などの制度の確立を国、県に要望していきます。
- エ インターネットによる人権侵害の事実を確認した場合は、法務局などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

8 新潟水俣病患者やその家族の人権

(1) 現状と課題

新潟水俣病被害者の問題は、新潟県固有の人権問題の一つです。1965年(昭和40年)に発生した新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場が阿賀野川へ排出した工場排水に含まれていたメチル水銀によって、阿賀野川流域における環境破壊や健康被害をもたらした公害です。

この公害は、健康被害を与えたばかりでなく、病気を理由として仕事を辞めさせられたり、就職や結婚で差別を受けたり、補償金を受け取ることで中傷や絆の崩壊など、深刻な人権問題を引き起こしました。

これらの差別や偏見、誹謗中傷等は、水俣病に関する正確な情報が発信されず、誤った情報が広がったせいでもあります。新潟水俣病患者やその家族は、肉体的な苦痛ばかりでなく、差別、偏見、誹謗中傷により精神的にも苦しめられることになりました。

新潟県では、2009年(平成21年)に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例により、新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、県民一人一人が新潟水俣病への理解を深めるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す取組が始まりました。

また、国では、2010年(平成22年)に施行した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に向けて行なうべき取組などが定められました。

本市は、新潟水俣病被害者が在住する自治体として、新潟水俣病患者の救済と問題解決に向けて、県や関係自治体と連携しながら、事業に取り組んでいます。

学校教育においては、人権問題の一つとして学習活動を進めています。小・中学校の社会科の学習では、環境問題(公害)として取り上げています。

さらに、人権問題としての認識を深めるため、新潟市北区にある「環境と人間のふれあい館-新潟水俣病資料館-」の訪問、県同和教育研究協議会の副読本「生きるⅢ・Ⅳ」に掲載されている水俣病患者の手記や新潟県が作成した資料集の活用などにより、各学校で学習をしています。

(2) 施策の方向性

ア 新潟県固有の人権問題である新潟水俣病への正しい認識と理解を深め、人権尊重の理念を広めていくことに努めます。

イ 子どもたちが、新潟水俣病への理解を深め、行動できるようにするためには、資料などを活用した学習活動が必要です。学校における人権教育の実践につなげられるよう、新潟水俣病に関する講座の実施などを推進します。

(3) 施策の推進

ア 新潟水俣病の発生による差別や偏見の解消、人権が尊重される社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。

イ 学校教育では、各学校で教育実践がなされるよう、教職員への研修内容を検討します。また、活字や写真などの資料の活用だけでなく、被害を受けた人の講演や学校における実践例の紹介などによる研修の場を設けます。

9 性的指向・性自認にかかわる人権

(1) 現状と課題

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。

2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍や住民登録上で性別の変更が認められるようになりました。

さらに、2023年(令和5年)6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行し、性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないとの基本理念が規定されました。

また、一部の自治体では、同性間のパートナーシップを認める条例が制定されるなどの施策も進められています。

しかし、性的指向や性自認についての理解はいまだ十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別を受けることがあります。

(2) 施策の方向性

性的指向や性自認についての正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりの推進が必要です。

(3) 施策の内容

さまざまな悩みごとに対応するため、研修会や講座に参加し、職員や相談員の知識と対応力の向上と相談体制の充実を図ります。

10 犯罪被害者やその家族の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損等、二次被害の問題も指摘されています。

そのため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、2004年(平成16年)に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。犯罪被害者等が平穏な生活を回復するためには、社会全体で支援していくことが求められています。

思いがけず犯罪に巻き込まれて被害者になった人たちが置かれている状況や心情を理解し、その方々が平穏な生活を取り戻すことができるよう地域社会で支えていくことが必要です。

本市では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るため、2022年(令和4年)に「阿賀野市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

(2) 施策の方向性

市民一人一人が、犯罪被害者やその家族の人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を進めていきます。

(3) 施策の推進

国、県、人権擁護機関や民間団体等との連携による的確な相談や救済体制の充実に努めます。

11 感染症と人権侵害

(1) 現状と課題

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は、今なお人類に脅威を与えています。世界で猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」では、未知のウイルスに対する恐怖や不安から、感染者や医療従事者、その家族への偏見や差別も見られ、社会的な問題となりました。

これまでも、日本ではHIV感染者などといった感染症患者やその家族等に対する人権侵害が生じています。

感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症患者が安心して医療を受けたり、医療従事関係者やその家族が安心して生活することができるようにするため、一人一人が感染症に対する正しい知識を持つことや相手の立場を理解する気持ちを持つことが求められます。

(2) 施策の方向性

感染症に起因する差別や偏見を解消し、感染症患者や医療従事者とその家族等への人権侵害を防止するため、市民に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(3) 施策の推進

流行した感染症に関する正しい知識の普及や感染症に起因する差別を行わないよう、広報紙やホームページ等を用いて周知を図ります。